



2025 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 スターシーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 植杉 泰久
 (東証スタンダード・コード 3083)
問合せ先 取締役管理本部長 保住 光良
 (TEL 03-6721-5891)

第4回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月15日に発行した第4回新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権譲渡承認を行った理由

当社は、2024年2月9日公表の「第三者割当による新株式及び第4回新株予約権の発行に関するお知らせ」とおり、2024年3月15日を期日として第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行し、株式会社Blue lagoonに38,080個（3,808,000株）、株式会社秀和建工に6,720個（672,000株）を割り当てました。当社としては、本新株予約権の資金使途である事業多角化のためのM&A資金について、可能な限り機動的に調達を進めていける環境にしていきたいとの意向を持っております。そのような状況の中、株式会社Blue lagoonと協議した結果、株式会社Blue lagoonからみらい再生支援機構合同会社に本新株予約権を譲渡することについて合意できることとなり、株式会社Blue lagoonからみらい再生支援機構合同会社に本新株予約権を譲渡することについて、当社に承認依頼がありました。

本新株予約権の譲渡につきまして、譲渡先のみらい再生支援機構合同会社については、譲受けの目的が純投資であること、また経営支配の意向は有していないこと、市場動向や株価水準に応じて機動的、積極的に行使していくお考えを口頭で確認しております。加えて譲渡先の属性についても反社会的勢力と関係していないことを日本信用情報サービス株式会社の調査により確認しております。また、早期の行使が可能であるかの資産状況について、現在の現預金残高を確認しております。このような経緯から、当社としては、本新株予約権の一部がみらい再生支援機構合同会社に譲渡されることに問題はなく、みらい再生支援機構合同

会社の権利行使により当社の資金調達に繋がると考えて、本件譲渡について承認するもの
あります。

※2025年4月15日時点の行使状況については1,820個（182,000株）が行使済であります。

2. 新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲渡人：株式会社Blue lagoon
- (2) 譲渡先：みらい再生支援機構合同会社
- (2) 譲渡個数(目的となる普通株式数)： 10,000個(1,000,000 株)
- (3) 譲渡承認日：2025 年 4 月 15 日
- (4) 譲渡日：2025 年 4 月 16日（予定）

※譲渡の当事者間の希望により、譲渡金額については非開示としました。

3. 譲渡先の概要

(1)	名 称	みらい再生支援機構合同会社
(2)	所 在 地	東京都中央区日本橋本町 3-3-6
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 倉知 宏明
(4)	事 業 内 容	投資事業組合等への出資、組合財産の管理及び運用 株式、債券、その他の金融商品に対する投資、運用及び保有 株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 会社の合併及び業務提携の仲介 有価証券等売買、投資等に関する情報の提供及びコンサルタント業務 匿名組合契約に基づく投資及び投資受託に関する業務
(5)	資 本 金	1 万円
(6)	設 立 年 月	2022 年 1 月 5 日
(7)	大株主及び持株比率	代表社員 倉知 宏明
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

当社第 4 回新株予約権の概要

- 1. 新株予約権の名称 株式会社シーズメン 第 4 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
- 2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 67,200,000 円
- 3. 申込期日 2024 年 3 月 15 日
- 4. 割当日及び払込期日 2024 年 3 月 15 日
- 5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。
株式会社Blue lagoon 38,080個
株式会社秀和建工 6,720 個
- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 4,480,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株

式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 44,800 個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 1,500 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 500 円とする。

以 上